

令和紙



おりおりの記

『私は貝になりたい』考

横浜銀行 名誉顧問
元国税庁長官

寺澤 辰磨

ロシアによるウクライナ侵攻が始まって1年が経ち、連日マスコミが悲惨な戦争犯罪を報じている。国際刑事裁判所（ICC）は侵攻直後から戦争犯罪の捜査を進めているが、ロシアが加盟していないため管轄権が及ばない。ウクライナは、国連安保理の決議に基づく特別法廷の設置を求めているが、ロシアが常任理事国として拒否権を持つためこの方式も難しい。

1月、国連の機関と公益財団法人アジア刑政財団の共催で、「国際紛争下における戦争犯罪等の追迫・処罰」に関する時宜を得た講演会が、法務省大会議室において開かれた。ICCの第二副所長ミンドゥア判事の講演の後、会場から「兵士が上官の命令で行った犯罪行為の責任をICCはどう裁くのか」との質問が出され、同判事は「兵士が戦争犯罪を実行した違法性は阻却されないが、上官の命令に従ったという事実は量刑で考慮される」と答えられた。

この回答は、私に、上官から捕虜となった米軍の爆撃搭乗員を、「上官の命令は天皇陛下の命令」と教育されて意に反して銃剣で刺殺した2等兵が、C級戦犯として処刑されるまでを描いた映画『私は貝になりたい』を思い起こさせた。戦後行われた戦犯裁判では、フィリピン法廷や南洋法廷等で、上官として命令した者のみならず上官の命令を実行した者も死刑に処せられたという事実に基づいている。これらの裁判では、検察官の某

少佐は、全員死刑にしなければ自分の恥と考え、徹底的に立証して全員を死刑判決に導いた。弁護人はすべての裁判において被告人に付

いていたわけではなく、形式的に付けられていても実質はないに等しいものであったといわれる。裁判という形式の復讐であったという見方もある。

コロンビア政治憲法第91条後段は、「軍務に服している軍人には、その責任は命令を出した上官のみに及ぶ」と規定し、軍隊組織における責任の所在を明確にしている。

ICCの解釈、戦後の戦犯裁判、コロンビア憲法それぞれその背景、考え方が異なるが、我が国においては憲法上、法律上明確な規定が存在しない。いずれにしても戦争は、軍人による戦場犯罪のみならず、民間人への虐待、人道に対する罪、軍事的に不必要な都市破壊などを引き起こすものであり、絶対に起こしてはならないと改めて痛感している。

（参考）拙著『コロンビア共和国憲政史』2022年、風行社

